

1. はじめに

1994年のGATTは、その前文によれば「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、及び国際通商における差別待遇を廃止する」ことにより、国際貿易を拡大し、諸国民の経済厚生を増加させることを目的としている。したがって、GATTの実体規定も、関税その他の貿易障壁の実質的軽減を目指す諸規定のグループと国際通商における差別を廃止しようとする諸規定のグループに大きく二分することができる。前者のグループに属する規定のうちでもっとも基本的な規定は、譲許関税の拘束性に関する2条と数量制限の一般的禁止に関する11条である。また、後者のグループに属する規定のうちでもっとも基本的な規定は、最恵国待遇原則を定める1条と内国民待遇原則を定める3条である。

GATTのこれら4つの基本規定に注目すると、それらの規制対象は一般的には次のように理解されているように思われる。すなわち、2条と11条はいずれもいわゆる「国境措置(border measures)」(または「水際措置」)と呼ばれる政府の措置を規制の対象としている。これに対して、3条はいわゆる「国内措置(internal measures)」を規制の対象とし、1条は「国境措置」と「国内措置」の双方を規制の対象としている。ここで、

「国境措置」というのは産品が国境を通過する時点および地点で、またはそれ以前の段階で課される政府の措置を意味し、また「国内措置」とはもっぱら輸入(された)産品に対して国境を通過した後に輸入国内で課される措置を意味するものと一応言うことができる。

したがって、このような理解によれば、少なくとも3条と11条はその規制の対象を異にしており、ある特定の政府措置が「国内措置」であるのか「国境措置」であるのかによって両規定は二者択一的に、または相互に排他的に適用されることになるようにみえる。

しかし、他方で、3条と11条の規定の文言に注目すれば、それらは必ずしも規制対象が異なることを意味しているようにはみえない。とくに11条の規定は、輸入割当や輸入許可のほか、「その他の措置」による輸入禁止または制限を禁止しており、きわめて広範な政府の非関税措置を規制の対象としている。また、3条の規定に違反するような差別的な「国内措置」は、つねに何らかの意味で輸入制限的效果を持つといえる。それゆえ、11条の規制対象が3条の規制対象の範囲にまで及ぶと解することも不可能ではないように思われる。したがって、この場合には、3条と11条は重疊的にまたは競合的に適用可能

ということになる。

さらに、G A T Tの起草者は、3条の適用範囲について付属書 I の注釈及び補足規定に「3条について」と題する次のような規定（以下、「3条についての注釈」または単に「注釈」と呼ぶ。）を設けている。

「内国税その他の内国課徴金又は1〔項〕に定める種類の法令若しくは要件で、輸入産品について同種の国内産品と同様に適用され、かつ、輸入の時に又は輸入の地点において徴収され又は実施されるものは、内国税その他の内国課徴金又は1〔項〕に定める種類の法令若しくは要件とみなすものとし、第3条の規定の適用を受けるものとする。」

すなわち、この注釈によれば、3条の規制対象である政府措置は、輸入産品と同種の国内産品の双方に適用される限りで、たとえ輸入産品に対して国境で実施されるものであっても、なお3条の規制対象とみなすものとされているのである。したがって、3条の規制対象は、必ずしも「国内措置」に限定されず、一部の「国境措置」にも及ぶものと解される。

そもそもG A T T上明示的な定義規定が存在しない「国内措置」および「国境措置」という概念を用いて3条と11条の規制対象を画定しようとする自体に問題があるといえるが、少なくとも上記の注釈は、3条と11条の規制対象が単に「国内措置」であるか「国境措置」であるかという分類によっては画定できないことを示している。そうであるとすればさらに、3条と11条の適用関係も、「国内措置」と「国境措置」が概念的に区別されるからといって、二者択一的または相互排他的関係にあると即断することはできないであろう。

このようにして、G A T Tのもっとも基本的な実体規定である3条と11条については、そもそも両規定の適用関係をどのように理解すべきか、両者は二者択一的または相互排他的な関係にあると解すべきなのか（これを肯定する立場を以下、排他的適用説と呼ぶ。）、それとも重疊的または競合的に適用される可能性はないのか（これを肯定する立場を以下、重疊的適用説と呼ぶ。）、また、両規定の適用関係がとくに前者であると解される場合に、それぞれの規制の対象をどのような基準で分類すべきなのか、というきわめて基本的な一連の問題が改めて問い直される必要があるように思われる。

本稿は、過去の関連するパネル紛争事例において、これらの問題がどのように扱われてきたかを検討しようとするものである。検討に当たっては、とくに紛争当事国および紛争解決パネルがこれらの問題についてどのような立場にあったのかを批判的に分析すること

にする。

2. パネル紛争事例の分析

GATT/WTOの紛争解決手続において、3条と11条の適用関係が争点となったと思われる事例は、初期のものを含めて今日まで7件を数える。また、GATTの実体的規定をそのまま編入するNAFTA（北米自由貿易協定）においても、その前身である米加自由貿易協定の下で、同様の問題が争点とされた事例が2件存在する。したがって、本稿では、これら9件に関連するパネル紛争事例として分析の対象とすることにする。

以下では、これらの事例の分析に当たり、とくに(a) 紛争当事国および(b) 紛争解決パネルが、それぞれ3条と11条の適用関係について排他的適用説と重疊的適用説のいずれの立場に立っているのか、さらに、問題となった措置を3条または11条のいずれかの規制対象として分類する場合に、どのような分類基準を採用しているのかを可能な限り探求することにする。紛争当事国の立場を分析するのは、紛争解決パネルが採用した立場をより正確に理解する上で有益と思われる。

1) ハイチのタバコ独占

1955年の「ハイチのタバコ独占⁽¹⁾」に関するGATT作業部会は、ハイチのタバコ独占体によるタバコ輸入許可制度が、GATT旧18条12項（GATT上本来許容されない輸入産品に関する一定の措置について通報と許可(release)を規定する）の下で締約国団による許可を要するかどうかを検討した。

ハイチ代表は、当該輸入許可制度がもっぱら独占体による国内数量規制を実施するためのものであり、輸入数量についていかなる追加的制限も賦課するものではないと宣言した。GATT作業部会は、これを受けて、このような状況においては、11条は適用されないこと("Article XI would not apply")、当該輸入規制は20条(d)の文言の下で審査されるべきであること、そして、当該輸入制限が関係する国内規制は3条5項および6項の下で審査されるべきであること、という意見を表明した⁽²⁾

(a) 紛争当事国の立場 GATTの初期の事例である本件では、今日からすれば作業部会の審査が厳密に法的に行われたとはいえないであろう。まして作業部会も、また当事国自身も、3条と11条の適用関係の問題を明確に意識していたようには思われえない。しかし、当事国のハイチは、本件措置をある「国内措置」の実施措置として、すなわち、その「国内措置」の一部としてとらえており、そうすることによって本件措置をあくまで3

条措置とみなして11条の適用を排除しようとしているように見える。3条への明示的な言及はなされていないが、そのように考えれば、本件の当事国は排他的適用説に立っていたと推測される。

(b) 作業部会の立場 他方で、本件の作業部会は、まず、当該措置をそれが実施しようとする「国内措置」から切り離して単独で問題としうる措置とみなしている点が注目される。そして、当該措置それ自体、すなわち本件の輸入許可制度は、11条措置であるが、20条(d)によって正当化できるものと考えているようである。「11条は適用されない」というのはその意味であろう。なお、当該措置が実施しようとする「国内措置」については、それ自体を当該措置とは切り離して3条措置とみなしている点で、作業部会は、3条と11条を対比的にとらえているように見える。結局、本件では、作業部会もまた排他的適用説に立っていると推測される。

なお、本件において当該措置の分類（3条措置か11条措置かという意味でのそれ）が当事国と作業部会の間で異なった決定的な理由は、当該措置の把握の仕方の違いによることに留意する必要があるように思われる。当該措置をそれが実施しようとする国内措置と一体化して包括的に把握するか、それともその国内措置と切り離して狭く把握するかの違いである。すなわち、問題となった措置が3条措置か11条措置かの分類にとって重要な要素は、当該措置をどのようなものとして把握するかということであるといえよう。

2) カナダ — 外国投資審査法の運用

1982年に設置された「カナダ — 外国投資審査法の運用⁽³⁾」パネル（以下、FIRAパネルとも呼ぶ。）は、自国の外国投資審査法（FIRA）の下で外国投資家との間に自国産品の優先的購入約束を結ぶカナダ政府の慣行を検討した。

(a) 紛争当事国の立場

(i) 申立国 申立国の米国は、当該措置が3条と11条に同時に違反するものと主張した。米国によれば、外国投資家に、輸入産品に優先してまたは特定の数量もしくは割合でカナダ原産の産品の購入を義務づけ、またはカナダ企業(Canadian sources)からの購入を義務づける約束は、同種のカナダ産品よりも輸入産品を不利に扱う要件を構成し3条4項に違反する⁽⁴⁾とともに、内国数量規則として3条5項にも違反する⁽⁵⁾とされた。さらに米国は、本件購入約束がカナダへの産品の輸入に対する制限として作用し、それゆえ11条にも違反すると主張した⁽⁶⁾。

通常、GATTの紛争解決手続においては、申立国がGATTの援用可能なすべての実

体規定を駆使して被申立国の措置の違法性を主張しようとする傾向がある。そのために、問題とされた措置に複数の実体規定の適用が同時に主張されることは稀ではないが、それは必ずしもそれらの規定の重疊的な適用を主張するものではない。単に予備的または代替的な適用を主張しているにすぎない場合も十分にありうる。しかし、本件では、申立国の米国が本件措置への 11 条の適用について次のように主張したとされている点が注目される。すなわち、「11 条は、主として伝統的な輸入数量割当を規制の対象としているが、同条の文言は十分に広範であり、国境で実施または執行されない他の同様に制限的な非関税障壁もまたその適用範囲に含めている。⁽⁷⁾」そして、米国の主張によれば、「本件約束の目的は輸入品を制限し、カナダ產品のために一部の国内市場を留保することであり、それは 11 条が禁止しようとするものである⁽⁸⁾」とされている。したがって、以上のような主張を上述の 3 条違反の主張と同時に述べていることからすれば、米国は、本件において 3 条と 11 条の適用関係について重疊的適用説の立場に立っていたとみることは不可能ではないように思われる。

(ii)被申立国 他方で、被申立国のカナダは、本件購入約束の締結が外国投資審査法上は義務づけられていないこと、また、一般的に適用される強制的規則ではなく、特定の外国投資家との間の私的な契約上の義務にすぎないから、3 条 4 項の意味での「法令または要件」を構成せず、同様に 3 条 5 項の意味での「規則」でもないと主張した⁽⁹⁾。さらに、米国の 11 条違反の主張に対しては、3 条と 11 条の適用関係について、注目すべき次のような反論を行っている。「產品の輸入(importation of products)に関する措置と輸入產品(imported products)に関する措置の間には、一般協定上基本的な区別が存在する。前者は明示的に「輸入(importation)」について規定する 11 条によって規制され、後者は「輸入產品(imported products)」に言及する 3 条によって規制される。11 条が輸入產品に関する国内措置にも適用されると解されるとすれば、3 条はなんの機能も果たさないことになるであろう。⁽¹⁰⁾」

この主張によって、被申立国であるカナダが排他的適用説に立っていることは明らかである。さらに、重疊的適用説が 3 条の存在意義を失わしめるという主張は重要な指摘であろう。3 条措置と 11 条措置の分類基準については、「產品の輸入に関する措置」と「輸入產品に関する措置」の区別を提示している。なお、カナダは、本件措置が「輸入產品に関する措置」であると主張することによって 11 条措置ではなく、3 条措置であることを主張しようとしたように見えるが、他方で、上述のように本件措置が 3 条措置でないこと

も同時に主張している。カナダの論理は一見して矛盾しているように見えるが、おそらくカナダは自国の 3 条に関する主張と 11 条に関する主張を予備的または代替的に行っていると推測される⁽¹¹⁾。

(b) パネルの立場

以上のような当事国の主張に対し、パネルは次のような判断を示した。まず、本件購入約束について、それがいったん結ばれれば義務的となること、3 条 4 項の「要件」は一般的に適用される強制的規則を意味しないことなどを理由に、3 条 4 項の「要件」に該当するとし、かつ輸入産品を不利に扱うものとして 3 条 4 項に違反すると認定した⁽¹²⁾。しかし、同時にそれがあくまで購入約束として性格づけられており、3 条 5 項の内国数量規則ではないことを認定した⁽¹³⁾。また、11 条の適用については、カナダの主張に全面的に同意し、3 条と 11 条の適用関係について、上述に引用したカナダの主張をそのまま繰り返すとともに、次のように付け加えた。「11 条 1 項が国内的要件にも適用されるように広く解釈されるとすれば、……11 条 1 項の例外、とくに 11 条 2 項に含まれる例外が輸入産品を制限する国内的要件にも適用されることになるが、それは 3 条の基本的目的に反するであろう。⁽¹⁴⁾」パネルはさらに、一般協定の起草過程にも、また締約国団が検討した過去の事例にも、11 条のそのような広い解釈を正当化するいかなる証拠も認められないとも述べ⁽¹⁵⁾、以上の理由から次のように結論した。「本件購入約束は産品それ自体の輸入を妨げないことに留意し、それらが 11 条 1 項に反しない[sic.]という結論に到達した。⁽¹⁶⁾」

以上のようなパネルの意見は、パネルが 3 条と 11 条の適用関係について明示的に排他的適用説の立場にあること表明するものである。以後、本件が排他的適用説のリーディング・ケースとされるのはそのためである。しかし、排他的適用説が採用される根拠については、パネルの意見は必ずしも明確で説得的であるとはいえない。まず第 1 に、とくに 11 条 2 項の例外を国内的要件に適用することが 3 条の基本目的に反するという上述の指摘が正確に何を意味しようとしているのかは容易に理解しがたい。3 条が 11 条に包摂されて、その存在意義を失うということ以上の何かを意味しようとするものであるのかは必ずしも明らかではない。第 2 に、パネルがどのようにして一般協定の起草過程と過去の事例を検討したのかについては、具体的には何も述べられていないため、重疊的適用説が支持されないとするその立場は説得性に欠けるように思われる。第 3 に、本件購入約束が輸入を妨げず、それゆえ 11 条 1 項に反しないという結論部分の言い方は適切ではないかまた

は論理矛盾であろう。パネルは、排他的適用説の下で、本件購入約束をすでに3条措置と性質決定し、かつ3条違反と認定したのであるから、もはや11条1項の適用について実体的な判断を行うことはできないはずである。単に当該措置が11条措置ではないことを述べれば十分であったであろう。パネルの言い方は、11条の適用について実体的判断を行ったかのような誤解を与えるものである。さらに、排他的適用説に立つとして次に問題になるのは、3条措置と11条措置の分類基準であるが、パネルはこの点については上述のカナダの立場と同様、「製品の輸入に関する措置」と「輸入製品に関する措置」の区別を採用するように思われる。また、本件購入約束が輸入それ自体を妨げないことに留意し、11条の適用を排除している点は、パネルが、少なくとも輸入それ自体が妨げられているかどうかを11条措置であるかどうかの分類基準として採用していることを示唆している。

3) カナダ — カナダ州販売機関によるアルコール飲料の輸入、流通および販売

1986年に設置された「カナダ — カナダ州販売機関によるアルコール飲料の輸入、流通および販売⁽¹⁷⁾」パネル（以下、86年カナダ・アルコール・パネルとも呼ぶ。）は、輸入アルコール飲料に対するカナダの州酒類販売庁の名簿登録要件(listing/delisting)および販売拠点の利用可能性についての差別的慣行を検討した。

(a) 紛争当事国の立場

(i) 申立国 申立国のEC（欧州共同体）は、これらの措置が3条と11条に反することを同時に主張した。ECによれば、本件措置は、一般的に適用され、かつ義務的であり、「カナダ市場への参入を得るために外国輸出者が満たさなければならない条件を含む」ものとされ、3条の意味での規則(regulation)または要件を構成するものとされた⁽¹⁸⁾。ECはさらに、付属書Iの「第11条、第12条、第13条、第14条及び第18条について」と題する注釈が、これらの規定を通じて「輸入制限」という文言は国家貿易の運用によって実施される制限を含むと規定していることに照らして、本件措置は11条の下でも検討されなければならないとする。そして、本件措置はカナダへのアルコール飲料の輸入に対する制限として実施されており、それゆえ11条1項に違反すると主張した⁽¹⁹⁾。

すでに述べたように、一般に申立国は援用可能なあらゆる実体的規定を利用して被申立国の措置の違法性を主張する傾向があることを考慮すれば、これらの主張からは、ECが3条違反と11条違反の主張を予備的または代替的に行っていたという可能性も否定できないであろう。あるいはむしろ、3条と11条の適用関係の問題をあまり意識していな

かったというのが事実かもしれない。しかし、これらの主張が予備的または代替的であることが明示的には述べられていないということは、E Cの主張が重疊的適用説の下で行われていたとみることを可能にするように思われる。

(ii)被申立国 これに対して、被申立国のカナダは、州酒類販売庁のような国家貿易企業の活動はG A T T 17条によって規制され3条の適用は排除されるから、本件に3条は無関係であると主張した⁽²⁰⁾。さらに、カナダは、本件措置がカナダ政府による措置ではなく州政府の措置であること、「輸入された」産品に適用されており、産品の「輸入」とは関連しないことを理由に、11条に違反するような措置は、カナダへのアルコール飲料の輸入について、カナダによっては導入されていないし、また維持されてもいないと主張した⁽²¹⁾。

カナダのこのような反論からは、カナダが3条と11条の関係についてどのように考えていたかは必ずしも明らかではない。しかし、少なくとも、当該措置が輸入産品に適用され、産品の輸入には関連しないという理由で11条の適用を排除しようとしている点は、先例である上述のF I R Aパネル事件における自国の排他的適用説の立場を踏襲していることを示唆するように思われる。

(b) パネルの立場

以上のような当事国の主張に対し、本件パネルはまず11条の関連性を検討した。パネルは、「第11条、第12条、第13条、第14条及び第18条について」と題する注釈が、「国家貿易活動を通じて実施される制限」に言及し、「輸入制限」には言及していないことを重視する。パネルによれば、このことは、輸入と国内市場における流通の双方について独占を享受する企業の場合に、産品の輸入に関する制限と輸入産品に関する制限との間に一般協定上通常なされる区別は、両方のタイプの制限が当該独占による決定を通じて実施されうることから、その意義の多くを失うという事実を承認するものであるとされる。その上で、パネルは、本件の組織的な差別的慣行は11条1項の規定に反する「その他の措置」を通じて実施される制限とみなされるべきであるとし⁽²²⁾、したがって、本件の「輸入されたアルコール飲料」を差別する名簿登載要件および販売拠点の利用可能性に関する慣行が、「11条1項に違反する国家貿易活動を通じて実施される制限」であると認定した⁽²³⁾。

パネルは次に、3条の関連性を検討しようとするが、本件措置が11条に違反することをすでに認定したので、3条4項に違反するかどうかを判断する必要はないと述べる。し

かしそれにもかかわらず、パネルは続けて次のように述べて、本件措置が3条措置である可能性も否定しなかった。「カナダの州酒類販売庁の場合のように、少なくとも輸入独占と国内市場における流通の独占が結合している場合には、3条4項もまた国家貿易企業に適用可能であるという主張に大きな説得力を認める。」しかも、パネルによれば、このような解釈は、3条8項(a)の文言の反対解釈により支持されるという⁽²⁴⁾。

3条と11条の適用関係に関連する本件パネルの錯綜した判断をどのように評価すべきであろうか。まず、議論の出発点において、パネルは、本件措置を州酒類販売庁による名簿登載手続および販売拠点の利用可能性についての「輸入されたアルコール飲料」に対する差別的慣行と把握している点に注目する必要があるように思われる。すなわち、パネルは、本件措置を、本来は輸入（された）産品に対する措置として3条措置とみなしていたと推測されるのである。さらに、「産品の輸入に関する制限と輸入産品に関する制限との間に一般協定上通常なされる区別」に言及している点は、通常は11条措置と3条措置が区別されるということを承認するものであろう。したがって、パネルは通常の場合については排他的適用説に立っているようである。しかし、パネルは、「第11条、第12条、第13条、第14条及び第18条について」と題する注釈（以下、国家貿易活動に関する注釈と呼ぶ。）が言及する「国家貿易活動を通じて実施される制限」には、国家貿易企業による輸入制限だけではなく、輸入産品に対する制限も含まれると解釈し、それらのいずれもが11条の適用範囲に入ると判断している。そしてそのような判断を正当化するものとして、輸入と国内市場における流通の双方について独占を享受する国家貿易企業の場合には、輸入制限と輸入産品に対する制限の双方とも当該独占の決定によって実施可能であることから、区別する実益はないことをあげている。したがって、本件措置は本来3条措置であるが、上記注釈に基づいて11条措置となると判断しているのである。「11条1項に違反する国家貿易活動を通じて実施される制限」という認定はそのような意味を含んでいると言えよう。そして、パネルは、本件措置が11条に違反することをすでに認定したので3条4項に違反するかどうかを判断する必要はないと述べる。この段階までのパネルは、あくまで3条と11条を代替的に適用しようとしており、排他的適用説を前提として議論を展開しているように思われる。

しかし、パネルがその次の段階で、論理を一転させ3条4項の適用の可能性を示唆したのは、次のような点を考慮したからであろう。すなわち、すでに述べたようにパネルは、輸入と国内市場における流通の双方について独占を享受する国家貿易企業の場合には、3

条措置と11条措置の区別が意味を持たないこと、さらに、一方で、上述の国家貿易活動に関する注釈は3条の適用を排除することを要求するよう見えるが、他方で、3条8項(a)は、その反対解釈により国家貿易活動にも3条が適用されるべきことを示唆していることである。この段階で必ずしも明確でないのは、パネルがそのように述べたことによって、3条と11条が重疊的に適用可能であるということを意味しようとしたかどうかである。もし、そうであれば、パネルはここで排他的適用説から重疊的適用説へと転換したことになる。しかし、そうではなく、パネルはあくまで3条と11条が代替的に適用可能であるということを述べようとしたにすぎないとみることもなお可能であろう。すなわち、単に、本件措置は、国家貿易活動の例外的な場合として、3条または11条のいずれの規制対象としても分類可能であると述べようとしたようにも思われるのである。この点は、本件パネル報告の履行が問題とされた後述の91年パネルが、本件と同一のパネリストによって構成され、排他的適用説から出発して3条と11条の代替的適用の可能性を検討していることからすれば、本件でもパネルは排他的適用説の立場を維持していたとみるのが適当であるように思われる。

3条措置と11条措置の区別の基準については、パネルが上述のように「製品の輸入に関する制限と輸入製品に関する制限との間に一般協定上通常なされる区別」に言及している点に示されている。ただし、このような区別は、国家貿易企業が輸入と国内市場における流通の双方について独占を享受する場合には有効に機能しないことも指摘している。

4) 米国 — マグロの輸入制限 (I)

1991年に設置された「米国 — マグロの輸入制限⁽²⁵⁾」パネル（以下、マグロ・パネルIとも呼ぶ。）は、未採択であるが、3条と11条の措置の分類基準について新たな視点を提起するものとして注目される事例である。

米国の海洋動物保護法(MMPA)は、商業的漁業における海洋哺乳動物の付随的殺傷を減少させることを目的とし、一定の許可された例外を除き、海洋哺乳動物の「捕獲(taking)」と米国内への輸入を一般的に禁止することを米国政府に命じていた。同法はとくに、東部熱帯太平洋海域におけるキハダマグロ漁に伴うイルカの混獲を減少させるため、米国が設定する一定の混獲率を超える漁法により水揚げされた他国産のキハダマグロおよびその加工製品の輸入禁止（以下、直接的禁輸）と、さらに一定の条件の下に当該禁輸対象国のキハダマグロおよびその加工品の「中継国(intermediary nation)」からの輸入禁止（以下、中継国禁輸）を米国政府に命じていた。本件で問題となった措置は、この法律に基づき発

動されたメキシコ産のキハダマグロおよびその加工品に対する直接的禁輸と中継国禁輸である。

(a) 紛争当事国の立場

(i) 申立国 申立国のメキシコはまず、これらの禁輸措置およびMMP Aの関連規定が11条違反であることを主張した⁽²⁶⁾。そして、これらの措置が3条措置であるとする米国の主張に対し、3条と11条の適用関係に関する次のような反論を行っている。すなわち、FIRAパネルが「一般協定は、11条1項において規制される製品の輸入に関する措置と3条において扱われる輸入製品に関する措置を区別している」と述べていること、86年カナダ・アルコール・パネルが「当パネルは、当該慣行が11条に違反することをすでに認定したので、3条4項に違反するかどうかを本件で判断することは必要ではないと考える」と述べていたこと、また、3条についての注釈における「適用を受けるものとする(subject to)」という表現は、他のGATTの規定を排除するものではなく、単に3条もまた適用されるということの意味するにすぎないこと、さらに、一般協定の起草過程において「我々はまた、数量割当および数量規制の問題において我々が提案しようとする規定の意図を迂回するように国内的規則が操作され得ないことを確保することも必要である」という声明が行われていること、である⁽²⁷⁾。メキシコはさらに、本件のMMP Aが3条違反であることも主張した。そして、やや不明瞭な議論ではあるが、3条についての注釈はMMP Aのような生産者に対する国内的規制には適用されず、したがって、輸入製品に対し国境で賦課することはできないこと、産品を規制する措置はもっぱら生産過程にのみ基づいて国内産品と輸入産品を合法的に差別し得ないこと、そのような行為は3条に違反することなどを主張した⁽²⁸⁾。

本件禁輸措置が11条措置であるのか3条措置であるのかが重大な争点となった本件において、メキシコが、3条と11条の適用関係の問題を十分には意識していなかったとは考えにくい。以上のメキシコの主張からは、3条と11条の適用関係に関するメキシコの立場が著しく一貫性を欠いていることが読み取れる。まず、FIRAパネルの上記引用は、排他的適用説の立場を表明するものであろう。また、86年カナダ・アルコール・パネルの上記引用も、少なくともその文脈からすると排他的適用説の下で表明されたものである。しかし、3条についての注釈の上述のような解釈は、この注釈の適用される3条措置には11条も適用可能であることを示唆しており、重疊的適用説を表明するものといえる。また、一般協定の起草過程における上記声明は、必ずしも明確ではないが、重疊的適

用説の根拠となるものであろう。さらに、3条違反の主張も、11条違反と3条違反を同時に重疊的に主張しているようにも、また、予備的または代替的に主張しているようにもみえる⁽²⁹⁾。メキシコの主張のこのような一貫性の欠如は、しかしながら、パネル手続における申立国の「訴訟戦略」としては安全策としてやむを得なかったのかもしれない。3条と11条の適用関係について、排他的適用説と重疊的適用説のいずれが採用されるべきかに確信が持てない以上、メキシコとしては両説を予備的または代替的に展開していくというのが安全策であったと推測されるからである。

(ii)これに対して、被申立国の米国は、本件禁輸措置が11条の規制の対象ではなく、「東部熱帯太平洋海域で巾着網漁によって漁獲されたキハダマグロの国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配または使用に関する法令および要件」であるとし、3条に完全に整合的であること、これらの措置は3条についての注釈の下で輸入の時にまたは輸入の地点において実施されており、「3条の規定の適用を受ける」こと、さらにFIRAパネルが排他的適用説を表明していること、を主張した⁽³⁰⁾。とくに3条についての注釈の本件措置への適用に関連して、米国は次のようにも主張している。米国は、特定の製品の生産方法に関する要件を賦課する場合に、当該要件が国内生産に保護を与えるように適用されないこと、および輸入産品に与えられる待遇が同種の国内産品に与えられる待遇より不利でないことを条件として、当該要件を満たさない産品の輸入を排除することができる。輸入産品について当該要件の実施が国境で行われるということは、3条についての注釈によって明示的に承認されている⁽³¹⁾。

このような主張によって、米国が排他的適用説の立場に立っていることは明らかであろう。注目すべき点は3条についての注釈の本件措置への適用の仕方である。米国によれば、この注釈は、ある国内措置が輸入産品と国内産品の双方に適用される限りで、その実施を輸入産品については国境で行うことを許容するものであるとされる。そして、本件の禁輸措置は、あくまでマグロの生産方法を規制する国内的要件の、輸入産品に対する国境での実施措置にすぎないとされているのである。したがって、3条についての注釈のこのような適用の仕方が認められるとすれば、排他的適用説の下で問題となった措置を3条措置と11条措置のいずれかに分類しようとする場合には、当該措置に関連する国内措置の実施措置として把握しうるか、それともそれ自体を単独で把握しうるかが重要な分類基準となることになろう。なお、この点は、すでに「ハイチのタバコ独占」の事例の分析においても指摘した。

(b) パネルの立場

以上の当事国の主張に対して、パネルは、本件の禁輸措置が11条の下での輸入に対する数量制限であるのか、3条についての注釈の下での輸入の時点または地点において実施される国内規則であるのかを検討した。パネルによれば、3条および3条についての注釈はもっぱら産品それ自体に適用される措置のみを適用の対象としていると解釈される。しかし、MMPAは、イルカの混獲を減少させるためにキハダマグロの国内的漁獲を規制するものであるが、マグロの販売を直接規制するものではなく、また産品としてのマグロに影響を及ぼしうるものではないから、マグロ産品それ自体に適用されるものとはみなし得ない。それゆえ、パネルは、当該輸入禁止措置およびその基礎となったMMPAは3条についての注釈の適用対象となる国内的規則ではないと考える⁽³²⁾。結局、パネルは、本件のメキシコに対する直接的禁輸と中継国禁輸のいずれもが11条措置として11条1項に違反すると認定した⁽³³⁾。

本件パネルは明らかに排他的適用説から出発している。メキシコが予備的または代替的であるにせよ重疊的適用説の下での議論を展開したにもかかわらず、排他的適用説をいわば自明のものとしているようである。そして、その結論においては大きく異なったものの、基本的には3条の注釈についての米国の解釈を受け入れているように見える。したがって、パネルは、排他的適用説の下で、3条措置と11条措置の分類の基準について次の2点を提示したといえよう。第1に、問題となった措置が、関連する国内措置の国境における実施措置とみなしうる場合には、3条についての注釈が適用され、3条措置と分類される。したがって、すでに述べたように、当該措置を関連する国内措置の実施措置として把握できるかどうか重要な判断基準となることになる。本件においては、申立国が本件禁輸措置をそれ自体として単独で問題にしていたことからすれば、本件禁輸措置をいずれかの国内措置の実施措置とみなそうとする米国の主張をそのまま受け入れたように見えるパネルのアプローチの妥当性が問題となるであろう。第2に、国内措置は産品規制と生産規制(Production or Processing Method: PPM規制)によって区別され、3条は前者のみをその適用対象としている。この結果、PPM規制を内容とする国内措置に関連してその実施措置が国境で発動される場合には、もはや3条についての注釈は適用されず、その実施措置は、それが輸入を制限するものである限り、11条措置と認定されることになる。本件パネルは、その意味では3条措置と11条措置の区別の基準として単純な「国内措置」と「国境措置」の区別をなおいっそう維持しがたいものにしたといえよう。

5) カナダ — 州販売機関によるアルコール飲料の輸入、流通および販売（履行結果）

1991年に設置された「カナダ — 州販売機関によるアルコール飲料の輸入、流通および販売⁽³⁴⁾」パネル（以下、カナダ・アルコール履行結果パネルとも呼ぶ。）は、カナダの州酒類販売庁の輸入アルコール飲料に対する差別的慣行をガット違反とした86年カナダ・アルコール・パネル報告（1988年採択）⁽³⁵⁾を、カナダが輸入ビールに対して履行していないという米国の申立を検討した。

（a）紛争当事国の立場

（i）申立国 米国は、86年カナダ・アルコール・パネルによって「11条1項に違反する国家貿易活動を通じて実施される制限」と認定された州酒類販売庁の様々な差別的慣行が依然として輸入ビールについて継続していることの確認を求めた⁽³⁶⁾。米国はまた、ビールに課される最低価格要件が「E E Cの加工果物および野菜の最低輸入価格、ライセンスおよび担保金制度」パネル（1978年採択）で問題とされた最低輸入価格要件に等しく、11条1項に違反することを主張した⁽³⁷⁾。

86年パネルは、国家貿易活動に関する注釈（「第11条、第12条、第13条、第14条及び第18条について」）が本来3条措置として3条違反を構成する行為であってもそれが国家貿易企業によって行われる限りで11条違反を構成するものみなすべきことを要求するものと解釈した。そしてこのような解釈に従い、州酒類販売庁による差別的慣行を11条1項違反と認定していた。したがって、米国の申立があくまで86年パネル勧告の履行を求めるものであるとすれば、米国は、州酒類販売庁の様々な差別的慣行については実質的には3条違反の状態が継続していることを主張するものと理解できるであろう。しかし、最低価格要件については、国家貿易活動に関する注釈に言及することなく、いわば直接11条1項違反を主張しているようにみえる。いずれにしても、これらの主張において米国は3条と11条の適用関係について排他的適用説の下にあることは明らかである。

（ii）被申立国 これに対して、カナダは、86年のパネル勧告は、輸入アルコール飲料に内国民待遇を与えることを約束したE Cとの協定に基づき、最恵国待遇ベースですべての輸入ビールについて実施されていると反論している⁽³⁸⁾。また、ビールの最低価格制度については、当該最低価格要件は内外を問わず全てのビールに適用される国内的要件であること、E E Cの加工果物および野菜の最低輸入価格制度⁽³⁹⁾は国境において輸入品に適用されることが明示的に意図されていた点で区別されること、したがって、本件最低価格要件はもっぱら3条の義務に照らして審査されるべきであることを主張した⁽⁴⁰⁾。

86年パネル勧告の履行については、カナダも「11条1項に違反して国家貿易活動を通じて実施される制限」が実質的な3条違反の状態を意味するものとして、その是正がECとの協定により最恵国ベースで実施されていることを反論として述べているようにみえる。しかし、ビールの最低価格要件については、もはや国家貿易活動に関する注釈の存在はまったく考慮に入れていないようである。カナダは、単に3条措置とみなし、それによって11条の適用を排除しようとしている。これらの主張において、カナダもまた排他的適用説の下にあることは明らかであろう。

(b) パネルの立場

86年パネルとまったく同様のパネリストで構成された本件パネルは、まず、オンタリオ州の名簿登載要件を除き、米国はカナダが名簿登載要件について11条に違反する慣行を維持していることを立証していないとして米国の主張を退けた⁽⁴¹⁾。しかし、オンタリオ州の名簿登載要件については、国産ビールよりも不利なパッケージ・サイズ要件を課していることについて、パネルは、それがビールの輸入それ自体について影響を及ぼすものではなく、むしろ酒類販売店の販売店における「販売のための申込み」に影響を及ぼすものであり、それゆえ3条4項が適用されると述べた。そして、同様の要件が国産ビールには課されていないから3条4項に違反すると認定した⁽⁴²⁾。

パネルは次に販売拠点へのアクセス制限を検討する。86年パネルが当該制限を11条違反と認定したこと、しかし、3条4項の適用の可能性も否定しなかったこと、さらに本件でカナダが3条4項の適用を主張していることに留意し、本件パネルは、改めて3条4項の適用の可能性を検討した。その結果、パネルは、カナダが輸入ビールに否定される競争的機会を国産ビールに与えていることを理由に、「販売拠点へのアクセス制限には3条4項が適用されるという主張に大きな説得力を認める」と述べる⁽⁴³⁾。しかしながら、パネルは、続けて次のように述べて、当該制限が11条1項に服するのか3条4項に服するのかを確定的に結論づけるのを回避した。「カナダはもっぱら11条1項の下での措置にのみ適用可能な一般協定に対する例外（たとえば11条2項や12条の例外）を援用しておらず、それゆえ当該制限が一般協定の3条4項に違反するのか11条1項に違反するのかの問題は本件ではなんら実際的結果をもたらさない。⁽⁴⁴⁾」この結果、パネルは、単に「輸入ビールに対する販売拠点へのアクセス制限は一般協定の規定に違反する」とのみ宣言した⁽⁴⁵⁾。

輸入ビールに課される最低価格要件については、パネルは当該最低価格が輸入ビールと

国産ビールの双方に適用されていることから、3条についての注釈に依拠して当該要件は3条に服すると述べる⁽⁴⁶⁾。そして、輸入および販売についての独占体が輸入産品についての最低価格を、直接競争関係にあるより高い価格の国内産品が供給される価格水準に設定することは3条4項に違反するとし、複数の州のそのような最低価格要件を3条4項違反と認定した⁽⁴⁷⁾。

本件パネルが判断を求められたのは、86年パネルによって認定された11条1項違反の状態が継続しているかどうかであった。そして、86年パネルによって認定された11条1項違反の状態とは、本来は3条違反である措置が存在していることであった。86年パネルは、国家貿易企業に関する注釈の解釈に基づき、3条違反の措置でも国家貿易企業を通じて実施される限りで11条違反とみなすという判断を示していた。したがって、カナダが本件で問題とされた様々な措置について3条違反の存否を争ったとしても、86年パネルの論理に従う限り、それは結局は11条違反のいわば成立要件の存否を争うものであったと考えられる。

しかし、本件パネルは、86年パネルと同一のパネリストによって構成されていたにもかかわらず、86年パネルのそのような論理をもはや維持してはいないように思われる。本件パネルは、86年パネルが依拠した国家貿易企業に関する注釈にはなんら言及せず、単純に本件で問題とされた措置が11条措置であるのか3条措置であるのかの分類と、それに基づく実体的判断を試みようとしているようにみえる。

86年パネルは、しかしながら、他方でいわば傍論的に本件措置が3条措置である可能性も示唆していた。本件パネルは当該措置をもっぱら3条措置とみなす傾向を示しており、このことは、本件パネルが86年パネルのこの傍論的部分の延長線上において議論を展開していることを示している。なお、本件パネルが当該措置の分類においてそれをもっぱら3条措置とみなそうとしている点は、本件パネルが排他的適用説に立っていることを意味するであろう。そしてそれは、86年パネルが上述の傍論的意見を述べたときにも、あくまで排他的適用説の立場から3条措置の可能性を述べたにすぎず、重疊的適用説へと立場を転換したことを意味しないというすでに指摘した推論を裏づけるように思われる。

パネルは、名簿登載要件一般について米国の主張を退けたが、パッケージ・サイズ要件を付加したオンタリオ州の名簿登載要件については明示的に3条4項違反を認定した。しかし、パネルは、単に3条4項違反を認定しているだけであり、86年パネルの論理に従いそれを11条1項違反が成立するための要件とはみなしていない。しかも、本件パネル

が排他的適用説に立っているとすれば、当該要件を明示的に 3 条 4 項違反と認定することは、論理的にはそれが 11 条措置ではないことを認めることに他ならない。したがって、それは、当該要件を 11 条違反とみなした 86 年パネルの認定を覆したことを意味するであろう。

販売拠点へのアクセス制限については、パネルは単に「一般協定の規定に違反する」とだけ認定した。しかし、当該制限が 3 条 4 項違反である可能性を強く示唆する一方で、11 条 1 項違反の可能性については自らはなんら検討せず、単に 86 年パネルがそれを認定したことに言及するのみであった。上述のように本件パネルが 86 年パネルの論理をもはや維持していないとすれば、11 条 1 項違反の可能性については改めて自ら検討する必要があるように思われる。11 条 1 項違反の可能性を示す説得的な議論を欠いたまま、いずれにしても「一般協定の規定に違反する」と結論することは、実質的には 3 条 4 項違反を認定することに等しいように思われる。そうであるとすれば、本件パネルは、この点でも 86 年パネルの認定を覆したことになる。

最低価格要件については、当事国でさえ、86 年パネルの論理を意識していなかったようにみえるが、本件パネルも単純に両当事国の主張に従って、当該要件が 3 条措置であるのか 11 条措置であるのかの分類と、その実体的判断を行ったにすぎない。86 年パネルの論理、とくにその国家貿易企業に関する注釈の解釈はなんら考慮されていないようにみえる。

以上のように、本件パネルの判断は、86 年パネルと同様に、その論理の展開は必ずしも明確ではなく、議論は錯綜している。しかしながら、3 条と 11 条の適用関係については、パネルは一貫して排他的適用説の立場に立っているように思われる。

6) 米国 — アルコールおよびモルト飲料に関する措置

1991 年に設置された「米国 — アルコールおよびモルト飲料に関する措置⁽⁴⁸⁾」パネルは、輸入ビール、ワインおよびサイダーに対する米国の連邦および州の消費税と様々な流通規制が 3 条に違反するとしてカナダの申立を検討した。米国各州の様々な流通規制の中には、州アルコール市場へのアクセス要件として州アルコール規制委員会によって課された名簿登載慣行が含まれていたが、本件では、この慣行について、それが 3 条措置であるのか 11 条措置であるのかが問題となった。

(a) 紛争当事国の立場

(i) 申立国 カナダは、米国の複数の州で維持されている名簿登載慣行が輸入ワインに

差別的であることを理由に「3条4項、3条1項または11条1項」に違反すると主張した⁽⁴⁹⁾。カナダは、パネルが当該慣行には3条4項が適用されないと考える場合には、なお11条に照らして当該慣行を審査すべきことを要請した⁽⁵⁰⁾。

カナダが3条のほかに11条1項を援用したのは、86年カナダ・アルコール・パネルがカナダの州アルコール委員会による差別的な名簿登載慣行を11条1項違反と認定したことに留意したためであった。3条と11条を援用する際に「または」という文言を使用していることから明らかなように、両規定は予備的または代替的に援用されている。したがって、カナダは排他的適用説の立場にあったといえよう。

(ii)被申立国 これに対し、米国は、単に当該慣行がすべてのワインにその原産地を問わず平等に適用されていると反論するにとどまっている⁽⁵¹⁾。このことは、米国が当該措置を3条措置とみなし、3条の実体的要件が満たされていると考えているものと思われる。したがって、米国も排他的適用説の下にあったといえよう。

(b) パネルの立場

本件パネルは、当該名簿登載慣行が3条4項と11条1項のいずれの規定の下で審査されるべきかを検討するに当たって、カナダ州アルコール委員会の差別的慣行に関する過去2件のパネル判断（上記3と5の事例）に留意した。上述のように、86年カナダ・アルコール・パネルは、カナダ州酒類販売機関の差別的な名簿登載慣行を11条1項違反と認定したが、輸入と国内市場における販売の双方について独占を享受する国家貿易企業の場合には、3条4項もまた適用可能であることを示唆した。また、91年のカナダ・アルコール履行結果パネルは、カナダ・オンタリオ州の輸入ビールに不利なパッケージ・サイズ要件を課す名簿登載慣行を3条4項違反と認定し、さらに、この同じパネルは、販売拠点へのアクセス制限についても、確定的な判断を行わなかったが、3条4項の適用可能性を示唆した。これらの先例に依拠しつつ、本件パネルは次のように述べる。すなわち、「本件で問題とされた名簿登載要件は米国への輸入それ自体には影響を及ぼさず、3条4項の下で審査されるべきである。……問題は、各州の慣行が明らかに（州外産の）国産および輸入ワインに適用される点で輸入の権利それ自体に影響を及ぼすかどうかということではなく、むしろ、名簿登載慣行が輸入ワインに対して同種の国内産品に与えるものよりも不利な待遇を与えるかどうかということである。」この結果、パネルは、当該名簿登載慣行を3条4項の下での国内措置として分析することに決定した⁽⁵²⁾。

本件パネルが排他的適用説を出発点としていることは明らかであろう。本件パネルの判

断が提起する問題は、91年のカナダ・アルコール履行結果・パネルと同様に、86年パネルの判断をなんら理由を説明することなく覆したことである。確かに86年パネルも当該慣行には3条4項が適用可能であることを示唆したが、それは傍論的に述べたにすぎなかった。本論では、あくまで当該慣行が11条1項違反であると宣言しているのであり、その根拠は国家貿易企業に関する注釈の存在（「第11条、第12条、第13条、第14条及び第18条について」）であった。本件パネルは、いわば86年パネルの本論ではなく、傍論に従ったものであり、その意味で86年パネルの判断を覆すものであった。本件パネルは、その理由を十分には説明しておらず、86年パネルが依拠した国家貿易企業に関する上記注釈の存在は何ら考慮されていない。本件パネルがその存在をどのように考えたのかは明らかではない。

3条措置と11条措置の分類の基準については、「輸入の権利それ自体に影響を及ぼすかどうか」という点を提示しているのが注目されよう。しかし、当該慣行が輸入産品に対して同種の国内産品に与えるよりも不利な待遇をあたえているかどうかを3条措置であるかないかの判断基準として用いている点は、分類の問題と実体的判断の問題とを混同し、循環論に陥っているように見える。

7) 米国 — マグロの輸入制限 (II)

1992年に設置された「米国 — マグロの輸入制限⁽⁵³⁾」パネル（以下、マグロ・パネルIIと呼ぶ。）は、1991年のメキシコを申立国とするマグロ・パネルIと同様の事実関係から生じた。マグロ・パネルIのパネル報告がGATT理事会で採択されず、メキシコは米国との間で和解していたため、米国は中継国に対する輸入禁止措置を継続していた。このため、中継国を多く含むEECとオランダ領アンティル諸島を代理するオランダが、再度、米国の輸入禁止措置をGATT違反としてパネルの設置を申し立てた。

(a) 紛争当事国の立場

(i) 申立国 EECおよびオランダ（以下、申立国側）は、未採択に終わったマグロ・パネルIの判断を前提に、中継国に対する輸入禁止措置（以下、中継国禁輸）および直接の輸出国に対する輸入禁止措置（以下、直接的禁輸）のいずれもが11条違反であることを主張した。ここでは中継国禁輸についての申立国の主張を取り上げるが、申立国側は直接的禁輸についてもほぼ同様の主張を行っている⁽⁵⁴⁾。

申立国側は、次の2点において中継国禁輸に対する3条についての注釈の適用を否定した。第1に、中継国禁輸はこの注釈の意味での、国内的な法令または要件の、輸入の時点

または地点における実施措置とはみなし得ないことである。申立国側によれば、国境措置は国内的な法令または要件を実施するための便宜的な方法にとどまり、本件の場合のように当該国内法令または要件と実質的に区別される措置ではありえないとされる。本件の国内的措置は、キハダマグロ漁におけるイルカの付随的殺害を制限するものであるが、マグロの陸揚げそれ自体は制限していない。他方、本件の国境措置は、一定の条件が満たされない限り、中継国からのキハダマグロおよびその加工品の輸入を禁止するものである。申立国側によれば、本件のこれら2つの措置の違いは、E E Cがたとえ米国と同様の国内措置を導入したとしても、E E Cがなお米国の中継国禁輸措置に服するという事実によって示されているとされる⁽⁵⁵⁾。

第2に、3条についての注釈はもっぱら産品それ自体に適用される措置のみに適用されるが、本件の措置はそのような性質の措置ではないことである。申立国側によれば、マグロ漁に関する海洋動物保護法(MMPA)の要件は、漁獲方法に適用され、マグロおよびその加工品それ自体に適用されるものではないし、マグロの販売を直接規制するものでもないと言われる⁽⁵⁶⁾。

申立国側はさらに3条4項違反も主張した。それによれば、本件においてたとえ3条についての注釈が適用されとしても、中継国禁輸は3条4項の内国民待遇の基準を満たしておらず、3条4項に違反するとされた⁽⁵⁷⁾。

以上のような申立国側の主張は、明らかに排他的適用説を前提として中継国禁輸が3条措置ではなく、11条措置であることを主張するものである。これは、マグロ・パネルIにおける米国の主張に対抗するものであろう。3条についての注釈の適用の可否については、中継国禁輸が単なる国内措置の国境における実施手段ではなく、それ自体国内措置とは別個の措置とみなされるべき根拠が主張されている。また、3条についての注釈が、産品それ自体を規制するものではなく、産品の生産方法を規制するにすぎない措置には適用されないという主張は、マグロ・パネルIの認定に沿ったものである。3条4項違反の主張については、明らかに予備的または代替的な主張であるといえよう。

(ii)被申立国 これに対する米国の反論の中心は、本件措置が20条の例外規定によって正当化されるというものである。注目されるのは、米国が91年パネルの際と異なり本件措置が3条措置であることを主張していない点である⁽⁵⁸⁾。しかし、米国は次のようにも述べている。「米国の措置が3条および11条の双方に違反すると主張することは矛盾である。なぜなら、当該措置が一般協定の11条に明記された種類のものであるかま

たは3条に明記された種類のものであるかそのいずれかであるということは確立しているからである。⁽⁵⁹⁾」

米国の反論も排他的適用説の下にあるが、米国の趣旨は結局本件の中継国禁輸が11条措置であることを否定しないもののようであり、それを前提として20条の例外規定の適用を主張しているといえよう。

(b) パネルの立場

これに対して本件パネルは、中継国禁輸について上述の申立国側の主張の第1点には触れず、もっぱら第2点に関連して、次のように述べた。すなわち、3条についての注釈は、産品それ自体に関する、または適用される法令および要件の、輸入の時点または地点における実施を許容するにすぎず、それゆえ、産品それ自体に影響を及ぼさない政策または慣行に関連する法令または要件の、輸入の時点または地点における実施には適用されない⁽⁶⁰⁾。パネルは、この点に照らして本件措置を検討し、次のように結論づけた。本件輸入禁止措置は、マグロ産品を輸出国の漁獲慣行および（米国への）輸入政策によって区別するものである。国産のマグロに関して米国が課している措置は、同様にマグロの漁獲方法によってマグロおよびその加工品を区別している。これらいずれの慣行、政策および方法も産品としてのマグロの本質的性質にいかなる影響も及ぼさない。それゆえ、3条についての注釈は、本件措置には適用されない⁽⁶¹⁾。この結果、パネルは、本件措置を11条措置とみなし、11条1項違反を認定した⁽⁶²⁾。

このようにして、本件パネルも排他的適用説を前提に、当該措置が3条措置であるか、11条措置であるかを検討している。そして、その区別の基準については、3条措置が産品それ自体の規制にかかわる措置であることを示し、それによって生産規制にかかわる本件措置に3条についての注釈の適用を否定した。この点は、マグロ・パネルIの判断に追従しているといえよう。なお、本件パネル報告も未だ採択されていない。

8) カナダ産ロブスター

1990年に米加自由貿易協定（FTA）第18章の下で設置された「カナダ産ロブスター⁽⁶³⁾」パネルは、米国によるミニマム・サイズ以下の活ロブスターの州際通商および外国通商における販売または輸送の禁止を定める1989年の改正立法（マグヌソン漁業保存管理法307条）およびそれに基づく措置（以下、本件措置）が、GATT11条（FTA407条）の適用範囲に入るのか、それとも同3条（FTA501条）の適用範囲に入るのかを検討した。本件FTAパネルへの付託事項⁽⁶⁴⁾が、単に本件措置は11条

違反を構成するかということを問い、代替的に 3 条違反を構成するかを問う形式にはなっていないため、本件措置が 11 条と 3 条のいずれの適用範囲に入るかが、本件の結論にとって決定的な争点となった⁽⁶⁵⁾。すなわち、本件措置が 3 条の適用範囲に入ると認定された場合には、その時点でパネル手続は終了することになる。その結果、両紛争当事国は、この争点についてきわめて詳細な議論を展開するとともに、パネル自身も多数意見（3 名）と少数意見（5 名）に分裂し、この争点について華々しい論争を行った。

（a）紛争当事国の立場

（i）申立国 申立国のカナダは、本件措置が 11 条に違反する輸入に対する制限を構成すると主張した。カナダによれば、本件措置は、明示的に「外国通商」におけるミニマム・サイズ以下のロブスター（以下、小ロブスター）の輸送と販売を禁止し、11 条の法律上の（de jure）違反を構成するとともに、州際通商の対象となる小ロブスターは少量であり、かつ州内通商は本件措置の適用除外とされていることから、カナダ産小ロブスターに対し 11 条の事実上の（de facto）違反を構成するとされた⁽⁶⁶⁾。カナダはまた、輸入制限に対する 11 条の禁止が F T A および G A T T のパネルにより、これまで広く解釈されてきたことを指摘した⁽⁶⁷⁾。さらに、カナダは、本件措置が 3 条の適用範囲に入るとする米国の主張に対して、カナダ産の小ロブスターは、米国への搬入を禁止されており、いかなる意味でも 3 条の文言に服する「輸入産品」とはみなしえないと主張した⁽⁶⁸⁾。しかし、他方で、カナダは、以上のように本件措置が 11 条によって規制されると主張したにもかかわらず、本件措置が 3 条 4 項に違反することも主張した⁽⁶⁹⁾。

カナダの主張は、排他的適用説の下で本件措置がカナダ産小ロブスターの米国への輸入を禁止する効果を持ち、したがって 11 条措置であることを強調するものである。3 条 4 項違反の主張は予備的または代替的に行われたものと思われるが、上述のようにパネルへの付託事項には 3 条違反の認否が含まれていないのであるから、この主張は無意味なものであろう。

（ii）被申立国 これに対して米国は、本件措置が輸入ロブスターと国内産ロブスターの双方について同一のミニマム・サイズ要件を課す「国内措置」であり、11 条ではなく 3 条によって規律されると主張した。米国は 11 条が適用されない理由として次の 3 点をあげる。第 1 に、11 条は、もっぱら輸入産品（imports）にのみ適用される非関税「国境措置」に適用され、輸入産品と同種の国内産品の双方に適用される措置には適用されない。第 2 に、G A T T の過去のパネル・ケースはいずれも、問題となった措置が輸入産品

と国内産品の双方に適用される場合に 11 条が適用されることを示唆していない。第 3 に、本件措置は 3 条に服し、それゆえ 11 条の規定は適用し得ない。なぜなら、これら 2 つの規定は相互に排他的であるからである⁽⁷¹⁾。この最後の点については、米国は 3 条についての注釈に依拠し、当該立法はこの注釈の文言により明らかに 3 条の措置であると主張する⁽⁷²⁾。米国はさらに、国内産品と輸入産品を差別しない措置の、輸入品への適用を禁止することは、輸入産品に有利な待遇を要求するものとして、GATT および FTA に反するものとなることも指摘していた⁽⁷³⁾。

米国の主張も明示的に排他的適用説に立つことを宣言しているが、3 条措置と 11 条措置の区別の基準については、本件措置が輸入産品と国内産品の双方に適用されているかどうかを重視していることが注目されよう。

(b) パネルの立場

(i) 多数意見 米国籍の 3 名のパネリストから構成された多数意見はまず、排他的適用説を前提として⁽⁷⁴⁾、本件措置が 3 条と 11 条のいずれの適用範囲に入るのかを判断するために、分類の基準を模索する。多数意見は、3 条の適用範囲が 3 条についての注釈によって単に国内措置ばかりでなく国境措置にも拡大され、したがって、3 条と 11 条の適用範囲を分類するために国内措置と国境措置の区別を強調することは適切ではないことを指摘する⁽⁷⁵⁾。しかしながら、多数意見は次に、本件措置が米国により国内措置と国境措置のいずれとして意図されているのか、本件措置が実施される場所についての米国の政策は何か、さらに本件措置は実際どこで適用されているのかをやや執拗に検討する⁽⁷⁶⁾。そして、本件措置が米国の国境で適用される可能性があるが、基本的には米国の国内市場で適用されるという米国の主張を受諾すると述べる⁽⁷⁷⁾。その後、多数意見は本件措置の効果、強度（禁止かまたは制限か）、および政策目的が分類の基準となり得ないことを述べ⁽⁷⁸⁾、さらに過去のガット・パネル・ケースや FTA のケースを検討する⁽⁷⁹⁾。しかし、結局、多数意見は、本件措置に 3 条が適用されるかどうかの基準は、3 条 1 項の「非保護の原則(nonprotection principle)」であると結論する⁽⁸⁰⁾。ここで多数意見が意味する「非保護の原則」というのは、本件措置が輸入産品と国内産品の双方に適用されることを意味しているようである⁽⁸¹⁾。そして、結論において、やや唐突に本件の措置には 3 条が適用され、11 条は適用されないという判断を下している⁽⁸²⁾。

したがって、以上のような全体的な論理の展開からすると、多数意見は、何よりもまず分類の基準として「非保護の原則」を中心に据えているようである。注目されるのは、国

内措置と国境措置の区別を適切でないとしながらも、本件措置が米国の国内市場で適用されるという事実をやや執拗に探求した点である。この点は、多数意見が必ずしも論理的に一貫していないことを示しているが、それにもかかわらず、多数意見がなお、本件措置が国内措置として実施されているという事実を重視していることを示している。多数意見が「3条の適用上、国境か国内かの区別に基づく分類は、国内措置の利用において国内生産の保護を回避する基本原則に対して関連はするが、補足的である⁽⁸³⁾」と述べていることからすると、そのような事実は、少なくとも上述の「非保護の原則」に対する補足的な分類基準として考慮されているようである。

では、多数意見が主張する以上の2つの分類基準から、本件措置が3条の適用範囲に入るという結論は、どのようにして導かれたのであろうか。この点についての論理的な展開を多数意見は必ずしも明確にはしていないように思われる。しかし、この問題に対する1つの回答は、多数意見が「3条についての注釈を3条の実際的適用に対して意味のある貢献を行うものとみなしている⁽⁸⁴⁾」という点に見いだせるであろう。すなわち、多数意見は、実質的にはまさに3条についての注釈に従って本件措置が3条の規制対象に入るという結論を導き出したように思われるのである。

3条についての注釈をその文言に従って解釈するならば、この注釈は、3条の規制対象である国内措置は、たとえそれが輸入産品について国境で適用される場合であっても、輸入産品と国内産品の双方に適用される限りで、なお国内措置とみなされるべきであると規定するように思われる。すなわち、この注釈は、あくまで国内措置としてすでに分類されている措置についての規定にすぎず、問題とされたある措置を新たに「国内措置」として分類しようとする規定ではないと言えよう。やや矛盾を含んだ言い方ではあるが、3条についての注釈の下で、3条の規制の対象となる国内措置と分類されるためには、本件措置がすでに国内措置と分類されていること、および本件措置が輸入産品と国内産品の双方に適用されていることという2つの要件が充たされなければならないと思われる。

本件措置が基本的に米国の国内市場で適用されているという事実を、多数意見が重視しているのは、この事実から本件措置がすでに国内措置に分類可能であることを示そうとしているようであり、また、本件措置について多数意見が「非保護の原則」を強調するのは、本件措置が輸入産品と国内産品の双方に適用されていることを示そうとしているようである。そして、そうすることで、多数意見は3条についての注釈を適用するための上述の2つの要件が充たされていることを確認しようとしたように思われる。それゆえ、多数意見

が、実際、3条についての注釈に従って本件措置を国内措置と判断したのであれば、多数意見はこの注釈を適用する以前にすでに本件措置を国内措置として分類していたことになる。そして、その際の分類の基準は、まさに多数意見がやや執拗に検討した事実、すなわち、本件措置が基本的には米国の国内市場で適用されるという事実にはかならない。

このようにして、多数意見の論理を突き詰めると、結局、多数意見は、唯一本件措置が国内で実施されるというきわめて単純な事実を国内措置の分類基準として採用し、結論の先取りを行っているように思われるのである。そして、そのようにしてすでに分類された措置が国境で実施される場合に、3条についての注釈によれば、本件措置は、輸入産品と国内産品の双方に適用される限りでその国内措置としての性質を失わないということを述べているにすぎないように思われる。

(ii)少数意見 次に、カナダ国籍の2名のパネリストから構成された少数意見はまず、3条と11条の関係について、両者は必ずしも相互排他的ではなく、ある措置が同時に3条と11条の双方の適用範囲に入る可能性を排除するものは論理的になにも存在しないと述べて⁽⁸⁵⁾、重疊的適用説を宣言する。そして、その前提の下に本件措置が3条と11条のいずれによって規制されるべきかを検討する。

少数意見は、11条および3条の適用範囲についてそれぞれ次のように考える。11条は、外国産品が輸入国の国内商業に参入するのを妨げるような効果を有する措置に適用される⁽⁸⁶⁾。また、3条は輸入国の国内商業に参入した外国産品に対し輸入国の国内市場での販売、使用または輸送について満たすべき条件を課す措置に適用される。ただし、少数意見は、輸入産品の輸入国市場での販売、使用または輸送の全面的な禁止措置は3条の適用範囲から除外する⁽⁸⁷⁾。

少数意見は次に、GATTパネルの先例やGATTの起草文書を検討し、輸入産品と国内産品の双方に適用される措置に11条が適用されるとした先例が存在しないこと⁽⁸⁸⁾、しかしまた、11条の制限的措置がもっぱら輸入産品にのみ適用されなければならないとする先例も存在しないことを指摘する⁽⁸⁹⁾。さらに、3条についての注釈に関連して、ある措置の実施の地点は決定的ではないと述べる⁽⁹⁰⁾。

少数意見によれば、決定的な基準は当該措置の実際効果であるとされる⁽⁹¹⁾。少数意見は、当該措置の単なる形態や文言だけでなく、実態もみなければならないと述べる⁽⁹²⁾。そして、本件措置の実際効果は、米国市場における外国産品の販売の絶対的禁止であるとし⁽⁹³⁾、したがって、3条の適用範囲から排除されるという。同時に、本件措置は、外

国産品の米国市場への参入を妨げる効果を有するから、11条の適用範囲に入り、11条によって禁止される措置であると結論する⁽⁹⁴⁾。

少数意見の以上のような論理展開は、多数意見に比較して一見単純で明瞭であるように見える。しかし、その妥当性には疑問なしとしない。

まず、当該措置の実際的効果を分類のための決定的基準とすることの妥当性が問われよう。そのような基準を採用するとすれば、結局、ある措置は外国産品の輸入国市場への参入を制限する効果を持つ限りで、11条の適用範囲に入ることになる。しかし、このような分類基準は、11条の適用範囲を際限なく拡大し、3条の存在意義を失わしめることになる。3条の適用範囲に入る措置は差別的「国内措置」であるが、当該措置が差別的または保護的である限りつねに輸入制限的效果を同時に持つから、11条で禁止されることになる。そうであるとすれば、3条はもはや必要なくなるであろう。

注目されるのは、少数意見が重疊的適用説を明示的に採用した点である。少数意見は、3条と11条が論理的に必ずしも相互排他的である必要はないと述べている。そして、ある措置が双方の規定の適用範囲に入るとされる場合には、論理的には11条の下で禁止されるとする⁽⁹⁵⁾。このような立場は、おそらく少数意見が上述のようにある措置の実際的効果に注目していることに由来するのであろう。3条の適用範囲に入る多くの国内的措置が輸入制限的效果を持つことから、効果だけを基準にすれば、これらの措置は同時に11条の適用範囲に入ることになるといえるからである。

9) ケベック産UHTミルクの輸入、流通および販売に関するプエルトリコの規制

1992年にFTA第18章の下で設置された「ケベック産UHTミルクの輸入、流通および販売に関するプエルトリコの規制⁽⁹⁶⁾」パネルは、カナダ・ケベック州のラクテル社が製造したUHT（超高温殺菌）ミルクの、プエルトリコへの輸入、販売および流通に関するライセンスの更新拒絶が、3条の適用範囲に入るのか、それとも11条の適用範囲に入るのかを検討した。

(a) 紛争当事国の立場

(i) 申立国 申立国のカナダは、本件のライセンス要件は輸入に対する禁止または数量制限を構成し、FTA 407条および710条により同協定に編入されたGATT 11条に違反すると主張した。カナダは、当該ライセンス要件は、輸入産品(imports)について、産品が市場に参入しうる以前に効果を生じる点で、その国内的な販売および流通に対する効果と区別されること、輸入ライセンスは他の例外規定によって正当化されない限り、

G A T T 1 1 条 1 項によって一般的に禁止されていること、さらに、明らかに 1 1 条が適用される措置は 3 条についての注釈により国内措置になることはないこと、を主張した⁽⁹⁷⁾。なお、カナダは、代替的に当該ライセンス要件が F T A 5 0 1 条および 5 0 2 条によって F T A に編入された G A T T 3 条に違反することも主張した⁽⁹⁸⁾。

したがって、カナダは、当該要件を 3 条措置ではなく、1 1 条措置として主張しており、排他的適用説の下にあるといえる。注目されるのは、カナダが、輸入に関するライセンス要件をそれ以外の国内における販売および流通のライセンス要件から切り離し、前者のみを問題にしている点である。問題は、このようにある包括的制度から輸入に関する部分だけを切り離して問題としようかということであろう。

(ii) 被申立国 これに対して被申立国の米国は、本件措置には 1 1 条が適用されず、むしろ 3 条が適用されることを主張し、次のように述べた。本件のライセンス要件は、輸入の禁止または制限には相当せず、国産および外国産のミルクのすべての生産者に適用される完全な国内措置である。また、たとえ当該ライセンス要件が輸入製品について国境で適用される場合でも、当該要件は輸入製品だけを取り上げるものではなく、その原産を問わずすべてのミルク製品に関連する。プエルトリコはミルクの輸入、販売および流通について単一のライセンス要件を適用しているのである⁽⁹⁹⁾。いかなる輸入制限も、たとえそれが国内的基準と同一のものであっても禁止されるという 1 1 条の解釈は、各国がその国民を保護するために適切な健康と安全の基準を設定する諸国の主権的権限を侵害することになる⁽¹⁰⁰⁾。プエルトリコの当該規則は、国産ミルクと輸入ミルクの双方に適用されているから純粹の国内措置であり、本件措置に関連する規定は F T A 5 0 1 条および 7 0 1 条を通じて F T A に編入された G A T T 3 条である。そしてそのような解釈は、3 条についての注釈によっても支持される⁽¹⁰¹⁾。

米国も、明らかに排他的適用説の下で、本件措置には 3 条が適用されることを主張している。米国は、カナダとは対照的に、これらのライセンス要件を全体として一つの包括的な制度として問題にしている点が注目されよう。その上で、この制度が輸入製品にも国内産品にも平等に適用されていることを強調し、したがって、3 条措置であることを主張している。

(b) パネルの立場

パネルは、次のような判断を下している。プエルトリコの規則は別個の輸入ライセンスを含まず、むしろライセンスの保持者が当該規則および P M O（殺菌ミルク条例）の基準

に合致したミルクの輸入、販売および流通を行うことを許可する一般的ライセンスを含むものである。パネルの見解によれば、このような制度は、数量制限としてより国内的措置としてより適正に性格づけられる⁽¹⁰²⁾。

パネルは、米国の主張に従い、当該ライセンスを全体として包括的に把握し、輸入に関連する部分は全体としての国内措置の一部とみているようである。このことは、3条措置と11条措置の分類を行う場合に、そのような分類の対象となる措置をいかなる範囲で把握しうるかということが、分類のための重要な要素であることを示している。もとより、パネルが排他的適用説の下にあるのは明らかである。

3. 分析の総括

GATTおよびFTAを通じて、3条と11条の適用関係が問題となったパネル紛争事例の分析を総括すれば次のような点が指摘できるであろう。

1) ほぼすべての事例において、紛争解決パネルは排他的適用説を採用している。重疊的適用説を明示的に採用するのは、FTAカナダ産ロブスター・パネルの少数意見のみである。カナダ・アルコール・パネルは、国家貿易企業という例外的場合に、3条と11条がともに適用可能であることを示唆したが、それはあくまで排他的適用説の下でなされたものと考えられる。仮にそれが重疊的適用説の下でなされたものであるとしても、例外的な事例として一般的な考察からは除外されるべきであろう。いくつかの紛争当事国、とくに申立国は、重疊的適用説の下での主張を行っている場合もみられたが、他方で、3条違反と11条違反を同時に主張する場合であっても、それらの主張を予備的または代替的に行っているとみられる場合も少なくなかった。したがって、後者のような場合には、あくまで排他的適用説の下にあると考えられる（付表参照）。

2) 重疊的適用説は、上記カナダ産ロブスター・パネルの少数意見によれば、11条の適用基準を問題となった政府措置の実際効果に求めることによって成立する。すなわち、たとえ3条の規制対象と分類される措置であっても、その実際効果が輸入制限的であれば11条の適用対象とするというものである。しかし、このような立場によれば、3条の実体的要件を満たさない政府措置はつねになんらかの輸入制限的效果を持つことになるから、3条違反の措置はつねに同時に11条違反を構成することになる。FIRAパネルが指摘するように、重疊的適用説の問題点は、このようにして3条の存在意義を失わしめることに求められる。1996年の米国ガソリン基準に関する上級委員会パネルは、ウィー

ン条約法条約における「解釈に関する一般的な規則」のコロラリーの1つとして、「解釈は条約のすべての文言に意味と効果を与えなければなら」ず、「解釈者は条約のすべての条項(clauses or paragraphs)を余分なものまたは無益なものに帰せしめるような解釈を採用することから自由ではない」と述べている⁽¹⁰³⁾。

3) ほぼすべての事例において排他的適用説が採用されているにもかかわらず、その根拠を明示的に述べているパネルは存在しない。しかし、排他的適用説の根拠は次のように考えられる。すなわち、排他的適用説は、3条の存在意義を積極的に認めることにより成立する。3条は、その実体的要件を満たす限りで、各国が自由にその国内政策を実施する主権的権限を有することを認めるという存在意義を持つ。3条のこのような存在意義を承認するためには、3条の規制対象となる措置は、国内産品に保護的でない限り、たとえ輸入制限的であっても同時に11条の規制対象となることはないとする必要がある。

4) 排他的適用説の問題点は、むしろ3条と11条のそれぞれの規制対象をどのようにして分類するかという分類基準の問題にかかわる。実際、本稿で分析したすべての事例は、問題となった措置に3条と11条のいずれが適用されるべきかという争点を含んでいた。分類の基準としては、「産品の輸入に関する措置」と「輸入産品に関する措置」の区別がFIRAパネルを含む多くの事例で主張された。さらに、当該措置が輸入産品と国内産品の双方に適用されているか否かによる区別が、FTAロブスター・パネルの多数意見を含むいくつかの事例で主張された。しかし、これらの基準はいずれもそれ自体では決定的なものとはいえず、そのために多くの事例で3条についての注釈が分類の補助的手段として機能してきた。また、マグロ・パネルI・IIは、産品の生産過程および生産方法(processes and production methods: PPMs)に関する規制措置を産品それ自体に対する規制措置から区別し、少なくとも前者を3条の規制対象から除外した。

5) 3条についての注釈は、ある国内措置を、それが輸入産品と国内産品の双方に適用されることを条件として、輸入産品に対して輸入の時点または地点で実施することを許容するものである。いくつかの事例で、パネルは、この注釈に基づき問題となった措置をある国内措置の輸入の時点または地点での実施措置とみなすことにより、3条の規制対象と分類した。しかし、それらの事例は、当該措置がいかなる場合にある国内措置の実施措置とみなしうるのか、または、当該措置はそれがその一部を構成すると主張されるより包括的な国内措置といかなる場合に区別されるべきなのかという問題を提起している。さらに、本稿で分析した事例においては提起されていないが、この3条についての注釈とGATT

20条(d)の関係も問題となるであろう。20条(d)は、GATTの規定に反しない法令の遵守のために必要な措置を一定の条件の下に例外的に許容するものである。それゆえ、GATTの規定に反しないある国内措置の実施措置としての輸入制限は、20条(d)の要件を満たす限りで許容されることになる。しかし、そのような輸入制限は、3条についての注釈によって許容されるとすれば、20条(d)の存在意義は大幅に縮小されることになるであろう。

付表：紛争当事国およびパネルの立場

		申立国	被申立国	パネル
1	ハイチのタバコ独占	排他説／ハイチ		排他説
2	カナダ — 外国投資審査法の運用 ハイチのタバコ独占	重畳説／米国	排他説／カナダ	排他説
3	カナダ — カナダ州販売機関による アルコール飲料の輸入、流通および販売	重畳説／E C	排他説／カナダ	排他説／ 重畳説
4	米国 — マグロ輸入制限（I）	排他説・重畳説 ／メキシコ	排他説／米国	排他説
5	カナダ — カナダ州販売機関による アルコール飲料の輸入、流通および販売	排他説／米国	排他説／カナダ	排他説
6	米国 — アルコールおよびモルト 飲料に関する措置	排他説／カナダ	排他説／米国	排他説
7	米国 — マグロ輸入制限（II）	排他説／E E C ・オランダ	排他説／米国	排他説
8	F T Aカナダ産ロブスター （多数意見）	排他説／カナダ	排他説／米国	排他説
	（少数意見）			重畳説
9	ケベック産U H Tミルクの輸入、 流通および販売に関するプエルトリコ の規制	排他説／カナダ	排他説／米国	排他説

【注】

(1) The Haitian Tobacco Monopoly, Report adopted on 22 November 1955, L/454, 4S/38.

(2) Id., para. 9, at 39.

(3) Canada - Administration of the Foreign Investment Review Act, Report of the Panel adopted on 7 February 1984, L/5504, 30S/140.

(4) Id., para. 3.4, at 147.

(5) Id., para. 3.12, at 151.

(6) Id., para. 3.13, at 152.

(7) Id.

(8) Id.

(9) Id., paras. 3.6, 3.8, 3.12, at 148-151.

(10) Id., para. 3.13, at 152.

(11) すなわち、3条措置でないことが認められず、したがって3条措置であるとすれば、11条措置ではないという論理であろう。

(12) Canada - Administration of the Foreign Investment Review Act, Report of the Panel adopted on 7 February 1984, L/5504, 30S/140, paras. 5.4-5.8, at 158-160.

(13) Id., para. 5.13, at 162.

(14) Id., para. 5.14, at 162-163.

(15) Id.

(16) Id.

(17) Canada - Import, Distribution and Sale of Alcoholic Drinks by Canadian Provincial Marketing Agencies, Report of the Panel adopted on 22 March 1988, L/6304, 35S/37.

(18) Id., para. 3.32, at 56.

(19) Id., para. 3.50, at 64.

(20) Id., paras. 3.34, 3.36, at 57.

(21) Id., para. 3.51, at 64.

(22) Id., para. 4.24, at 89.

(23) Id., para. 4.25, at 89-90.

(24) Id., para. 4.26, at 90.

(25) United States - Restrictions on Imports of Tuna, Report of the Panel, DS21/R (unadopted), 3 September 1991.

(26) Id., para. 3.10.

- (26) Id., para. 3.10.
- (27) Id., para. 3.12.
- (28) Id., para. 3.16.
- (29) メキシコは単に次のように述べるにとどまる。「ひとたび米国の措置が 11 条および 13 条と両立するかどうかの問題が明確にされた場合には、本件の検討は、MMP A が一般協定の 3 条にも違反することを示すであろう。」 Id.
- (30) Id., para. 3.11.
- (31) Id., para. 3.19.
- (32) Id., para. 5.14.
- (33) Id., paras. 5.18 and 5.35.
- (34) Canada - Import, Distribution and Sale of Certain Alcoholic Drinks by Provincial Marketing Agencies, Report of the Panel adopted on 18 February 1992, DS17/R, 39S/27.
- (35) Supra note 17.
- (36) Canada - Import, Distribution and Sale of Certain Alcoholic Drinks by Provincial Marketing Agencies, Report of the Panel adopted on 18 February 1992, DS17/R, paras. 4.1, 4.3, and 4.8.
- (37) Id., para. 4.56.
- (38) Id., paras. 2.9 and 4.2.
- (39) EEC - Programme of Minimum Import Prices, Licences and Surety Deposits for Certain Processed Fruits and Vegetables, Report of the Panel adopted on 18 October 1978, L/4687.
- (40) Canada - Import, Distribution and Sale of Certain Alcoholic Drinks by Provincial Marketing Agencies, Report of the Panel adopted on 18 February 1992, DS17/R, para. 4.57.
- (41) Id., para. 5.3.
- (42) Id., para. 5.4.
- (43) Id., para. 5.6.
- (44) Id.
- (45) Id., para. 5.7.

- (46) Id., para. 5.28.
- (47) Id., para. 5.31.
- (48) United States - Measures Affecting Alcoholic and Malt Beverages, Report of the Panel adopted 19 June 1992, DS23/R, 39S/206.
- (49) Id., para. 3.8.
- (50) Id., para. 3.119.
- (51) Id., para. 3.118.
- (52) Id., para. 5.63.
- (53) United States - Restrictions on Imports of Tuna, Report of the Panel DS29/R(unadopted), June 1994.
- (54) Id., paras. 3.3-3.6 and 3.92-3.93.
- (55) Id., para. 3.4.
- (56) Id., para. 3.5.
- (57) Id.
- (58) Id., para. 3.6.
- (59) Id.
- (60) Id., para. 5.8.
- (61) Id., para. 5.9.
- (62) Id., para. 5.10.
- (63) Lobsters from Canada, USA 89-1807-01, Final Report of the Panel, 5 May 1990.
- (64) Id., para. 2.6.
- (65) すなわち、3条の適用範囲に入るとすれば、3条の実質的要件が満たされているかどうかを問うことなく、本件はその時点で終了することになる。
- (66) Lobsters from Canada, USA 89-1807-01, Final Report of the Panel, 5 May 1990, paras. 4.2.1.3-4.2.1.4.
- (67) Id., para. 4.2.1.5.
- (68) Id., para. 4.3.2.1.
- (69) Id., para. 4.3.2.5.
- (70) Id., para. 4.1.2.1.
- (71) Id., paras. 4.2.2.2-4.2.2.3.

(72) Id., para. 4.3.1.2.

(73) Id., para. 4.3.1.3.

(74) この点についての多数意見の直接の言及は見当たらないが、多数意見はFIRAパネル報告を排他的適用説を表明する先例として引用する。Id., para. 7.13.

(75) Id., para. 7.3.

(76) Id., paras. 7.5-7.7.

(77) Id., para. 7.7.4.

(78) Id., paras 7.8, 7.9 and 7.20.

(79) Id., para. 7.11-7.20.

(80) Id., para. 7.22.1.

(81) Id., para. 7.7.5.

(82) Id., para. 7.22.2.

(83) Id., para. 7.22.1.

(84) Id.

(85) Id., para. 8.1.4.

(86) Id., paras. 8.2.3-8.2.6.

(87) Id., paras. 8.2.9-8.2.15.

(88) Id., para. 8.3.4.

(89) Id., para. 8.3.13.

(90) Id., para. 8.3.15.

(91) Id., para. 8.5.4.

(92) Id., para. 8.3.9.

(93) Id., para. 8.5.5.

(94) Id., para. 8.5.9.

(95) Id., para. 8.3.1, n. 97.

(96) In the Matter of Puerto Rico Regulations on the Import, Distribution and Sale of U.H.T. Milk from Quebec, USA-93-1807-01, Final Report of the Panel, 3 June 1993.

(97) Id., paras. 4.3-4.4.

(98) Id., para. 4.6.

(99) Id., para. 4.22.

(100) Id., para. 4.23.

(101) Id., para. 4.24.

(102) Id., para. 5.8.

(103) United States - Standards for Reformulated and Conventional Gasoline, WT/DS2/9, adopted 20 May 1996, p.23.

(平 寛)